



【講演】

子どもの喫煙をめぐる諸問題

中川利彦¹⁾

要 旨

未成年者の喫煙に関する法令は、未成年者の喫煙禁止に関する法律・条例と未成年者の受動喫煙防止に関する法律・条例とに大別される。

未成年者の喫煙禁止に関しては、如何なる理由があっても未成年者へのたばこの販売・無償譲渡を禁止すべきである。

受動喫煙防止に関しては、神奈川県条例が画期的であるが、FCTCとそのガイドラインに従えば、非喫煙者の人権を守るという観点から国レベルでの法的規制が必要である。

キーワード：未成年者の喫煙、FCTC、未成年者喫煙防止法、受動喫煙防止条例、人権

1. FCTCと未成年者の喫煙規制

周知の通り、我が国では明治時代から未成年者の喫煙が法律上禁止されていたにもかかわらず、成人同様未成年者の喫煙率は高い。未成年者の喫煙を防ぐには、禁煙教育は勿論のこと、たばこの広告、販売の規制を含め、社会全体で「未成年者をたばこから遠ざける」取り組みが必要かつ重要である。

諸外国に比べ著しく取り組みが遅れている我が国も、2004年5月「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(FCTC)」を批准し(2005年2月27日発効)、第2回締約国会議(2007年)において「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」(以下「FCTCガイドライン」という)が採択されたことによる変化がみられつつある。

FCTCは、締約国に対し、職場や公共の場所において効果的な受動喫煙防止措置をとること及び未成年者に対するたばこ販売禁止の効果的な措置をとることなどを義務付けている。

そしてFCTCガイドラインは、FCTC第8条(たばこの煙にさらされることからの保護)が、基本的人権に基づくものであり、規制は、自主規制ではなく法的規制であるべきだとした上で、適切な罰則を設けるべきことを要求している。

このような世界標準からみれば、我が国の法的規制は著しく不十分である。

本稿では、未成年者の喫煙と受動喫煙防止に関する法的規制を概観する。

さて我が国における未成年者の喫煙規制に関する法令(条例も含める)は、別表のように「未成年者の喫煙防止」に関するものと「未成年者の受動喫煙防止」に関するものとに分けられる。

1) 弁護士 たばこ問題を考える会・和歌山

責任者連絡先：中川 利彦

和歌山市六番丁43番地 ハピネス六番丁ビル5階

TEL 073-422-1858

FAX 073-422-1857

メール：lawnaka@watch.ocn.ne.jp

2. 未成年者の喫煙防止に関する法令

(1) 未成年喫煙防止法（1900年3月7日成立）

未成年者喫煙禁止法は、その第1条で未成年者の喫煙を禁止しているが、罰則規定はない。しかし親権者や親権者に代わって子どもを監督する立場の者が、子どもの喫煙を知りながら制止しないのは犯罪であり科料（1000円以上1万円未満）に処せられる（3条）。一方たばこの販売業者は「年齢の確認その他必要なる措置」を講じなければならない（4条）。そして未成年者に対し、自分で使用することを知ってたばこを販売した者は50万円以下の罰金刑に処せられる（5条）。

しかし現実には、この法律違反で処罰される例は極めて少ない。未成年者自身が吸うためとは思わなかった、という口実のもとに未成年者に販売することが可能であるし、必ず年齢確認をしている業者は少数であろう。

FCTCガイドラインに従えば、法改正又は新たな立法により、罰則付きで如何なる理由があろうとも未成年者への販売を禁止し、成人か否かの確認を義務付けるべきである。また未成年者へのたばこの無償譲渡なども厳しく禁止すべきである。

(2) たばこ自動販売機の規制

成人識別装置の導入以前は、喫煙する未成年者の大部分は自動販売機でたばこを購入していた（2000年の総務庁の調査では約70%、2004年厚生労働省の男子高校生に対する調査では約80%）。一方たばこ自動販売機の設置台数は成人識別装置導入前である2007年末で全国約52万台、たばこの売上げの約半分が自動販売機によるもので、販売金額では世界第1位（2位ドイツの約3倍）であった。

たばこの小売を行うためには、たばこ事業法22条により財務大臣の許可が必要であり、その基準は財務大臣が定めることとされている（たばこ事業法24条）。これに基づき財務省が許可の基準等を定めた「製造たばこ小売販売業許可等取扱要領」では以前から、原則として「未成年者喫煙防止の観点から当該自動販売機の管理について責任を負う者のいる場所から当該自動販売機及びその利用者を直接かつ容易に視認できない場所」には、設置が許可されない建前であった。しかし現実には多くの自動販売機が野放し状態で、未成年者の喫煙防止の観点から強く批判されていた。

そこで財務省は2008年4月、上記取扱要領を改正

し、同年7月1日から、成人識別装置（タスポカード方式、運転免許証方式及び顔認証方式の3種類が認められている）を自動販売機に装備することを義務付けた。成人識別装置を付けない販売業者は、営業を一時停止され、あるいは許可を取消されることになる。

成人識別装置導入後である2009年末のたばこ自動販売機設置台数は405,000台、売上げは前年比66.8%（いずれも日本自動販売機工業会調べ）と下がり、一定の効果が認められる。

(3) 神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例

神奈川県が2006年12月に制定し、2007年7月1日（一部は2008年7月1日）から施行されている。主として青少年の健全育成（非行防止）という観点から、未成年者の喫煙・飲酒の防止に向けた社会環境の整備を目的としている。罰則規定はない。

保護者は、その監督保護に係る青少年（未成年者のこと）の喫煙を未然に防止するよう努めなければならない（4条）、何人も、青少年に対し、喫煙を勧め、あるいはみだりにたばこの購入を依頼してはならない（7条）とされ、また、販売業者は、免許証等により購入者の年齢を確認しなければならない（8条）。

未成年者の喫煙防止を目的とした条例としては我が国で最初のものである。

(4) 和歌山県未成年喫煙防止条例

議員立法により2008年3月制定され、同年4月1日から施行されている。やはり罰則規定はない。

この条例の目的は未成年者の健康の保護及び健全な育成であるが、どちらかという健康保護に重点がおかれており、未成年者自身の喫煙防止に寄与する規定と未成年者の受動喫煙からの保護に関する規定がおかれている。未成年者の健康保護の観点に基づく喫煙・たばこに関する条例としては我が国で最初のものである。

受動喫煙からの保護に関する規定としては、「保護者は未成年者の受動喫煙がその健康に影響を与えるものであり、喫煙を誘発するおそれがあるものであることを踏まえ、監護に係る未成年者を受動喫煙から保護するよう努めなければならない」旨の規定がある（4条2項）。また未成年者を雇用する者や県民も、広く未成年者の喫煙を防止し、あるいは未成年者を受動喫煙から保護するよう努めなければならないとされている（6条1項、7条1項）。

更に知事は、学校及び児童福祉施設（保育所など）の敷地内における喫煙を禁止するよう必要な措置を求めるものとする旨定められた。これは従来和歌山県で教育委員会通達として行なわれてきた学校敷地内禁煙を私立の学校や大学にも広げることができるようにする趣旨であるが、未だ実施されていない。また喫煙防止教育の重要性に鑑み、知事は学校における喫煙防止教育の充実に協力する旨の規定もおかれている（8条）。

未成年者自身の喫煙防止の観点から、保護者には未成年者の喫煙を開始させないよう努める義務が課せられた（4条1項）。神奈川県条例同様、何人も未成年者にたばこの購入を依頼してはならず（11条）、たばこの販売業者は運転免許証などで年齢を確認しなければならない（9条1項）。購入希望者は業者から年齢確認に必要な書類の提示を求められたときはこれに応じなければならない（9条2項）。

また何人も成人識別のためのカード等を未成年者に譲渡または貸与してはならない（10条2項）。

（5）学校などの敷地内全面禁煙

和歌山県教育委員会は、健康増進法施行前の2002年4月1日から通達により、県内すべての公立小、中、高校の敷地内を全面禁煙にした。これをきっかけに全国的に学校の敷地内全面禁煙化が進んだが、校門の外で教職員が休憩時間に喫煙する姿が見られたり、逆に学校内に喫煙室を設けるなど不十分な例も見られる。

3. 未成年者の受動喫煙防止に関する法令

（1）神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例

神奈川県は、県民が自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進し、未成年者を受動喫煙による健康への悪影響から保護するための措置を講ずること等を目的として、2009年3月、神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例を制定し、2010年4月1日から施行されている。公共的施設を、学校、病院、診療所等の第1種施設と飲食店、ホテル等の第2種施設に分け、第1種施設は全面禁煙とし、第2種施設は禁煙又は完全分煙としなければならない旨定めた。

全面禁煙の施設や完全分煙とされた施設の禁煙場所において喫煙した者には2万円以下の過料が課される。未成年者の受動喫煙防止についても特別の規定がいくつか置かれており、保護者にはその監護に係る未成年者の

健康に受動喫煙による悪影響が及ぶことを未然に防止するよう努める義務が課せられ（4条）、また施設管理者及び保護者は、喫煙区域や喫煙所に未成年者を立ち入らせてはならない旨定められている（13条）。

この条例は、FCTCを受けて、地方自治体レベルで初めて受動喫煙防止のための強制力ある規制を行ったものであり、画期的な条例である。

（2）健康増進法25条

2003年5月1日に施行され、周知の通り我が国の法令上はじめて「受動喫煙」という用語を用い、公共の場所や多数の者が利用する施設の管理者には受動喫煙防止義務があることを明らかにしたものであり、罰則も強制力もない努力義務規定であるが、その意義は少なかった。

しかしFCTCが発効した現在、受動喫煙防止に係る単独の法律がなく、健康増進法の中のこの1カ条だけというのは余りにお粗末である。

厚生労働省は、2010年2月25日、FCTCとFCTCガイドラインを受けて「受動喫煙防止対策について」新たな厚生労働省健康局長通知を出したが、その中で「受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである」とし、「特に、屋外であっても子どもの利用が想定される公共的な空間では、受動喫煙防止のための配慮が必要である」としているが、早急に新たな法律を制定すべきである。

4. おわりに

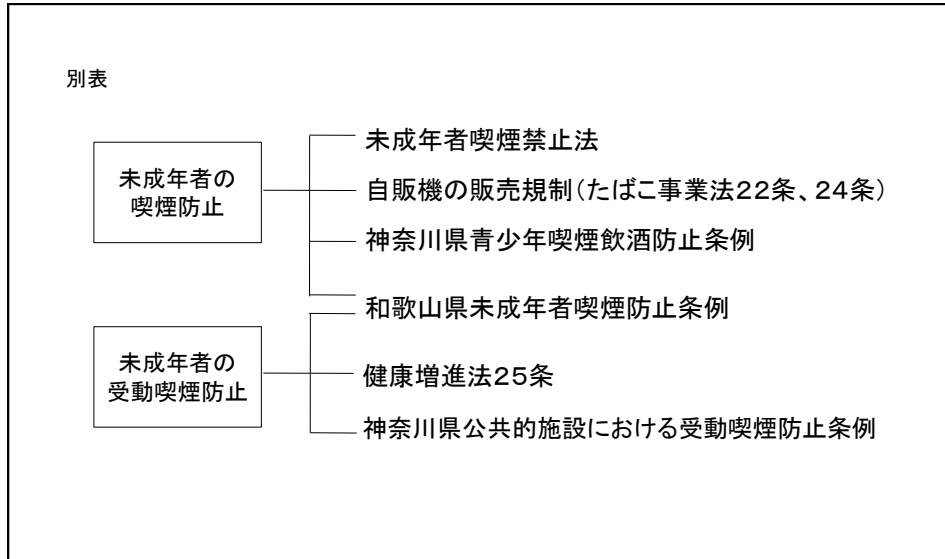
未だに、喫煙規制は喫煙する権利の侵害であるとかマナーを強制すべきではないなどという意見がみられる。未成年者の喫煙規制については異論がなくても、学校敷地内全面禁煙には反対する声があり、校内に喫煙室を作っているところもある。

しかし未成年者をたばこの害から守るためには、未成年者自身の喫煙を防ぐためにも受動喫煙を防ぐためにも未成年者の生活空間にたばこが入り込む余地をなくすることが重要であり、そのためには、FCTCガイドラインが指摘する通り、未成年者を含む非喫煙者の基本的人権を守るという観点から、法的規制が必要である。

生存権・健康に生きる権利という基本的人権を喫煙という行為によって侵害する「権利」は認められない。喫

煙規制が喫煙者の人権を侵害しているのではなく、受動喫煙被害の生ずる可能性のある場所における喫煙が未成年者を含む非喫煙者の基本的人権を侵害しているのである。

FCTC及びFCTCガイドラインに従えば、未成年者の喫煙防止と受動喫煙からの保護を目的として、今後、国レベルで少くとも神奈川県条例並みの法的規制が実施されるべきである。



第5回 日本禁煙科学会学術総会 in 徳島

◆開催日

平成22年(2010年)
11月20日(土) - 21日(日)

◆開催地

徳島県徳島市にて開催

◇詳しくは日本禁煙科学会HPで

<http://www.jascs.jp/>

